

第 10 章

建築住宅課

1. 事務分掌
2. 良好な住環境の整備
3. 安全な住環境の確保



おかえりなさい、ようこそ秋田へ

ふるさと定住のための住環境の整備と確保を図る

建築住宅課

1. 事務分掌

区 分	事 務 分 掌	人 員	備 考
総務担当	<ol style="list-style-type: none"> 課内の連絡調整に関する事。 予算・決算に関する事。 給与・旅費・物品・文書に関する事。 	5	主席 1 補佐 1 主任技師 2 主任技師(運転) 1
宅建業担当	<ol style="list-style-type: none"> 宅建業法の免許、登録に関する事。 宅建業取引主任者の登録に関する事。 宅建業者の指導監督に関する事。 地代家賃統制令に関する事。 	2	主席 1 主査 1
管理担当	<ol style="list-style-type: none"> 公営住宅(市町村)の管理指導に関する事。 県営住宅の管理に関する事。 公営住宅の家賃対策補助に関する事。 	3	主席 1 主査 1 主任 1
住宅企画、木造担当	<ol style="list-style-type: none"> 住宅企画事務に関する事。 県新総合発展計画に関する事。 木造住宅振興対策に関する事。 住宅需要動向等住情報に関する事。 住宅金融公庫委託業務に関する事。 県住宅建設資金融資に関する事。 地域特別分譲住宅等公社住宅に関する事。 地域の住宅計画関連事業に関する事。 	4	主席(住宅建設) 1 担当主任技師(木造) 1 主任技師 2
住宅建設担当	<ol style="list-style-type: none"> 公営住宅法による市町村指導に関する事。 公営住宅の計画、建設に関する事。 県営住宅の建設、建替・改善に関する事。 	3	補佐 1 主査 2
建築指導・防災担当	<ol style="list-style-type: none"> 建築基準法に関する事。 条例、規則の制定、改廃に関する事。 	4	補佐(市街地整備) 1 主任技師(建築) 1 主査 1 技師 2

区 分	事 務 分 掌	人 員	備 考
	3. 建築審査会及び建築士審査会に関する事 4. 建築許可及び承認に関する事 5. 違反建築物に関する事 6. 建築士法に関する事 7. 建築士の資質向上及び活用に関する事 8. がけ地近接等危険住宅移転事業に関する事 9. 特殊建築物の定期報告に関する事 10. 建築確認業務等のOA化に関する事 11. 建築物の防災に関する事		
市街地整備担当	1. 都市再開発法に関する事 2. 住宅地区改良法に関する事 3. 住宅宅地関連公共施設整備促進事業に関する事	3	主査 1 主任 2

魅力あるふるさと秋田定住環境の創造

豊かな自然環境や安い地価、広い空間といった秋田の特性を生かしたゆとりと安らぎのある居住環境創造を通じて人口の定着を図ります。

1. 良好な住環境の整備

地域に住む人々がそれぞれに快適な生活が営めるよう魅力的な住環境の整備を行う事は定住促進の基礎的な条件であると共に、県外からの住み替えの誘因となります。

- 地域特性をいかした街づくり
- 地域に根ざした住宅等の整備
- 公営住宅の建設

2. 安全な住環境の確保

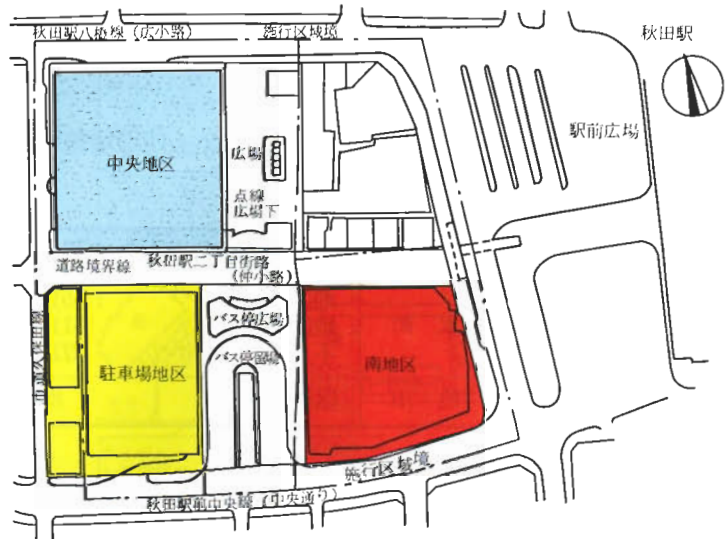
私たちの生活の基盤である建築物や住環境の安全の確保を通じて、より“ゆとり”と“安らぎ”のある県民生活の実現を図ります。

- 建築基準法や建築士法の指導
- かけ地近接等危険住宅の移転
- 宅建業法の免許、登録

地域特性を生かした街づくり

1. 市街地再開発事業

秋田駅前周辺の都市景観及機能整備を図る為、市街地再開発事業を推進します。



地区名	地区面積	施工者	事業期間	事業費	主要用途	構造規模
南地区	0.72ha	組合	S52～S55	70億円	店舗	地下1階 地上7階
駐車場地区	0.43	組合	S53～S55	14億円	駐車場	地下1階 地上5階
中央地区	1.42	組合	S55～S59	115億円	店舗・ホテル	地下2階 地上12階

2. 新ふるさとマイホーム推進事業

県内への定住を図り又大都市圏居住者の地方圏への移住を促進する新ふるさとマイホーム推進事業の建設大臣認定で、全国5ヶ所認定のうち、秋田市、天王町の2団地が認定を受けました。

認定団地の概要は次のとおりです。

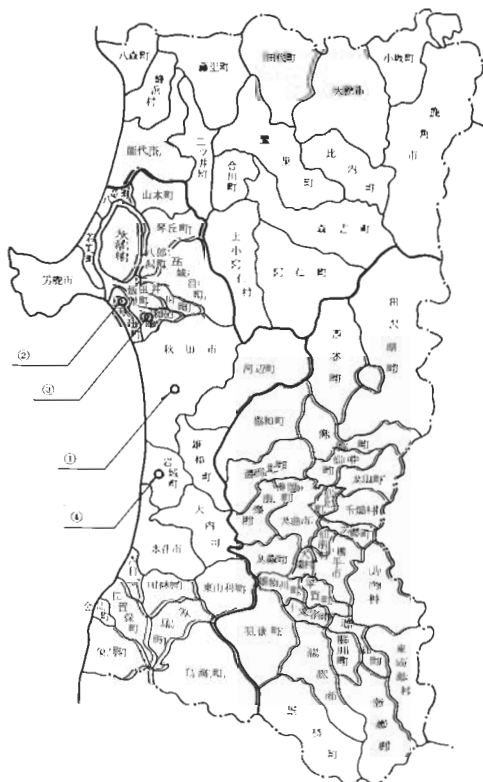
認定団地名	所在地	計画面積	計画戸数	計画人口	分譲時期	認定番号
秋田新都市 「御所野 ニュータウン」	秋田市 御所野	376.5ha	4,590戸 (460)	14,300人 (1,500)	平成元年 ～平成8年	平成2年 12月20日 第9001号
ニュータウン 「むつみの里」	天王町 出戸	17.9	427 (140)	1,708 (560)	平成3年 ～平成9年	平成2年 12月20日 第9002号

3. 住環境整備事業

住宅の密集等、住環境の劣っている地区へ、コミュニティ住環境整備事業により整備改善を促進します。

事業名	事業主体	地区名	概要	事業期間
コミュニティ 住環境整備事業	昭和町	本町	地区面積 13.51ha 地区住宅数 511戸 不良住宅数 271戸	昭和59年 ～ 平成5年
計画基礎調査	岩城町	亀田	区域面積 8ha	平成2年

- ①新ふるさとマイホーム事業
「御所野ニュータウン」
- ②新ふるさとマイホーム事業
「むつみの里」
- ③コミュニティ住環境整備事業
「昭和町本町」
- ④コミュニティ住環境整備事業
「計画基礎調査」

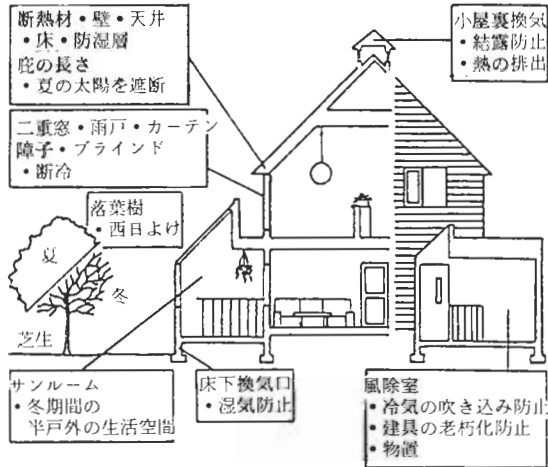


地域に根ざした住宅等の整備

1. 地域木造住宅供給促進事業

秋田の気候、風土に適した木造住宅仕様の普及とあわせ、良質な木造住宅の供給促進と地域の木造住宅関連産業の振興を図ります。

●四季を通じて快適な秋田型住宅



秋田型住宅設計指針の策定



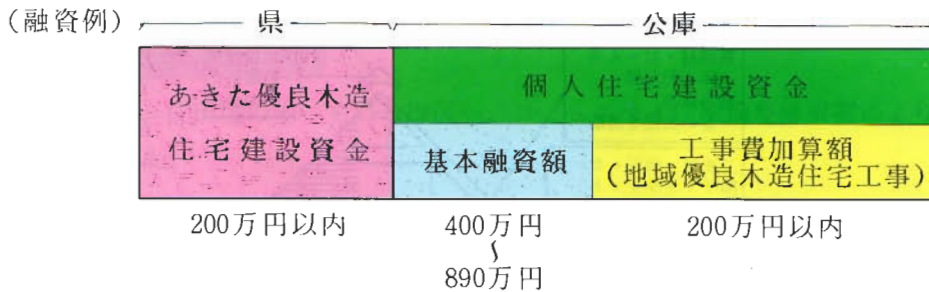
秋田型モデル住宅の展示

2. 秋田県住宅建設資金融資事業

地域に適合した優良な木造住宅や、増改築などの住宅の改良による質の向上に対して公庫と併せた資金の融資を行い良好な持家建築の促進を図ります。

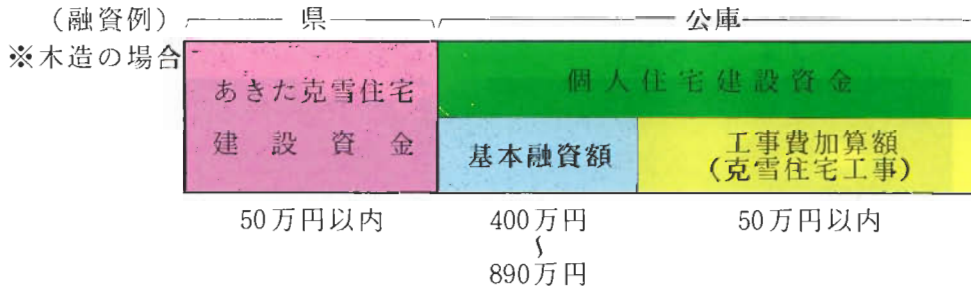
① あきた優良木造住宅建設資金

高い耐久性と快適な居住性を備え、地域性に適合する優良な木造住宅の建設資金にご融資します。



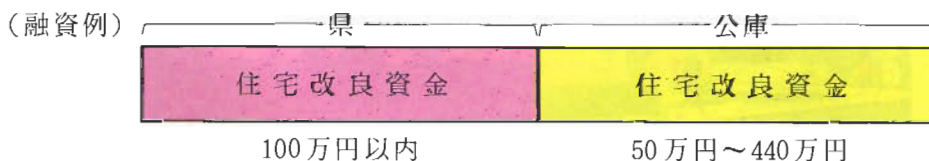
② あきた克雪住宅建設資金

雪おろしの悩みを解消するため、屋根に電熱や温水等による融雪設備を設けたり、木造の主要構造部を強化し屋根の雪が落ちないようにした住宅の建設資金にご融資します。



③ 住宅改良資金

住宅の増築、修繕、又は模様替え等の工事を行うための資金にご融資します。



公営住宅の建設

定住を促進する良好な居住環境の整備を図り、地域特性を活かした木造公営住宅等の供給を促進しています。

平成2年度の公営住宅建設

第1種公営住宅	150戸（内木造29戸）
第2種公営住宅	155戸（内木造82戸）
合計	305戸（内木造112戸）

平成2年度の県営住宅建設は第1種公営住宅66戸です。

老朽、狭小住宅の建替え
新屋団地（秋田市）



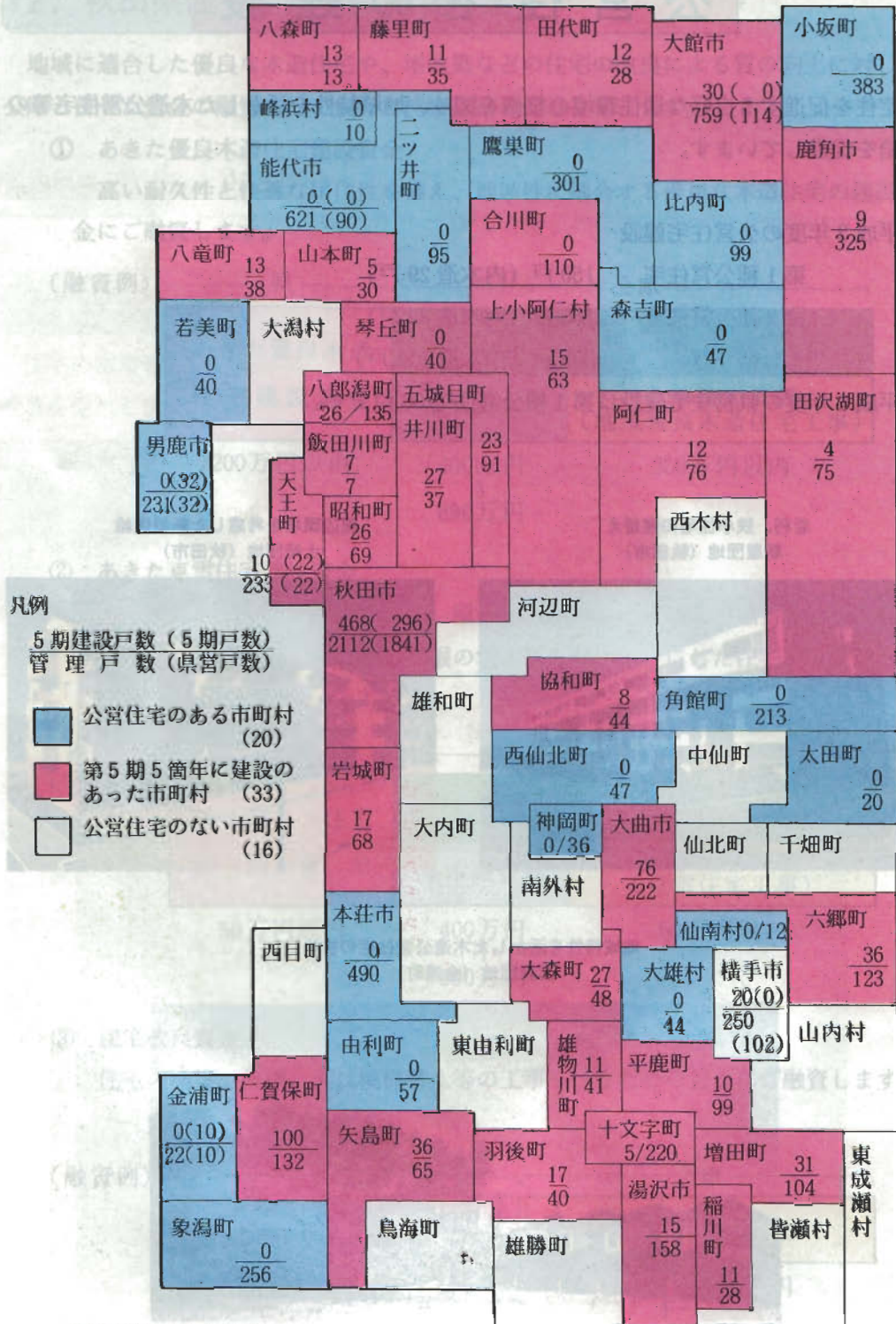
周辺環境を考慮した新規供給
土崎団地（秋田市）



地域特性を活かした木造公営住宅の供給
高森団地（金浦町）



市町村の公営住宅管理・建設戸数



平成3年4月1現在

所在地別県営住宅管理戸数

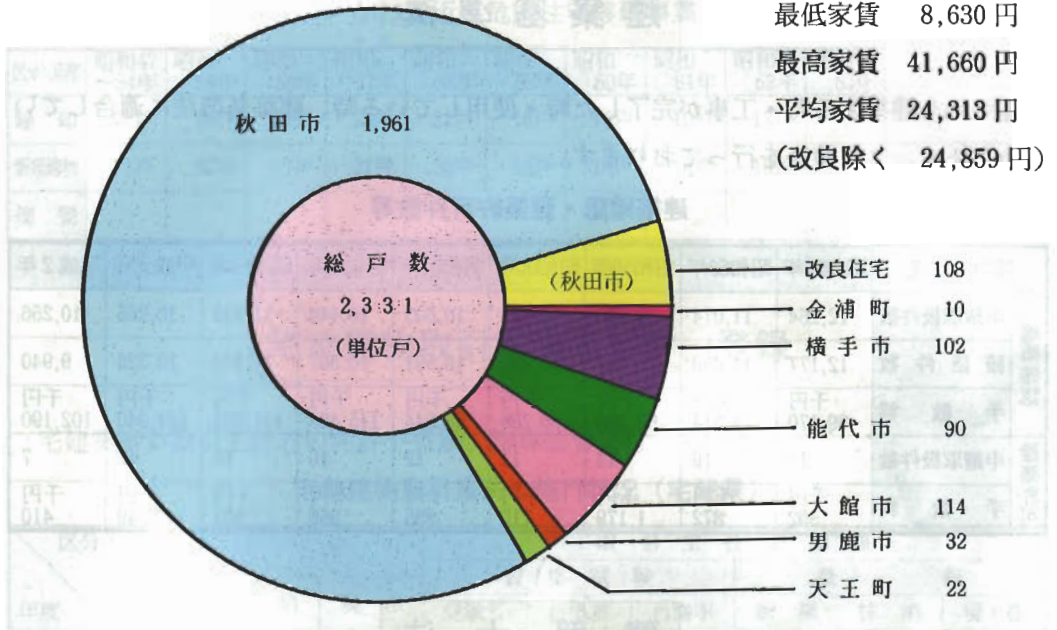
平成3年4月1日現在

最低家賃 8,630円

最高家賃 41,660円

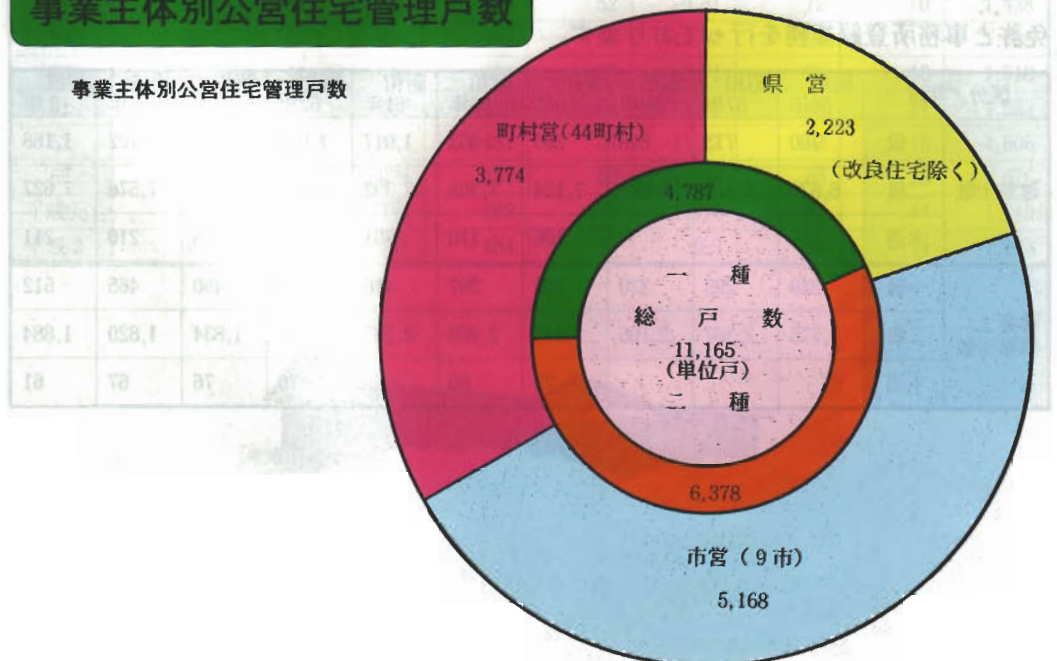
平均家賃 24,313円

(改良除く 24,859円)



事業主体別公営住宅管理戸数

事業主体別公営住宅管理戸数



安全な住環境の確保

建築基準法

建築物を建築する時・工事が完了した時・使用している時、建築基準法に適合しているかのチェック・検査を行っております。

建築確認・建築許可件数等

項目\年度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	
建築確認	申請取扱件数	12,264	11,074	10,800	10,321	10,643	10,444	11,255	10,265	10,256
	確認件数	12,177	11,056	10,727	10,232	10,591	10,507	11,102	10,326	9,940
	手数料	千円 89,170	千円 78,314	千円 92,388	千円 96,288	千円 98,544	千円 115,498	千円 132,093	千円 124,940	千円 102,190
建築許可	申請取扱件数	13	19	14	11	12	10	15	12	7
	手数料	千円 592	千円 872	千円 1,179	千円 710	千円 955	千円 960	千円 967	千円 1,249	千円 410

建築士法

建築物を設計する時、建築士の資格と建築事務所登録が必要となりますので建築士の免許と事務所登録業務を行っております。

区分/年度	昭和56年	昭和57年	昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	
建築士数	一級	700	773	818	890	952	1,017	1,056	1,096	1,122	1,168
	二級	6,620	6,827	6,988	7,124	7,301	7,392	7,454	7,514	7,576	7,627
	木造				106	170	201	205	208	210	211
建築士事務所数	一級	249	295	320	360	397	416	439	450	465	512
	二級	1,775	2,367	2,196	2,346	2,406	2,287	2,137	1,834	1,820	1,884
	木造				25	50	65	70	76	67	61

がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地に近接している危険住宅の移転を促進します。

がけ地近接危険住宅移転事業

区分\年度	昭和47 ～54年	昭和 55年	昭和 56年	昭和 57年	昭和 58年	昭和 59年	昭和 60年	昭和 61年	昭和 62年	昭和 63年	平成 元年	平成 2年
除却	77戸	36戸	17戸	23戸	21戸	18戸	18戸	10戸	13戸	9戸	10戸	9戸
新規建物	77戸	36戸	17戸	21戸	20戸	15戸	18戸	10戸	13戸	8戸	10戸	8戸
摘要												

宅地建物取引業法の免許、登録

宅建業者や取引主任者の免許や登録、指導監督を行っています。

宅地建物取引業法の施行状況（宅建業）

区分 年度	免 許			取 引 主 任 者 関 係					
	新 規	抹 消	現 在	資 格 試 験			登 録		
				受 験 者	合 格 者	合 格 率	新 規	抹 消	現 在
55	73	70	505	809	150	18.54	157	14	1,204
56	60	67	498	704	141	20.02	108	34	1,276
57	57	49	505	605	104	17.19	102	12	1,366
58	40	51	495	530	52	9.81	72	0	1,438
59	38	77	456	463	58	12.52	57	6	1,489
60	34	41	449	401	55	13.71	39	10	1,518
61	40	57	432	488	64	13.11	46	11	1,553
62	32	37	427	481	54	11.22	63	10	1,606
63	41	33	435	557	69	12.38	85	15	1,676
平成元	46	25	436	663	74	11.16	57	14	1,719
平成2	43	24	455	984	92	9.3	89	15	1,793

